

《 目 次 》

I. はじめに

II. 防犯の手引き

1. 基本的心構え
2. サモアの一般治安情勢
3. 一般防犯対策
4. 緊急連絡先等一覧

III. 緊急対処マニュアル

1. 緊急事態に備えた平素の措置
2. 緊急事態発生時の心構えと準備
3. 緊急事態発生時の連絡方法

I. はじめに

この安全マニュアルは在留邦人や一般渡航者の皆様がサモアで事件・事故に巻き込まれることなく安全に暮らすための基本的事項や大規模自然災害等が発生した際の心構え、注意事項等留意すべき事柄についてまとめたものです。

これらの情報がサモアで生活される皆様の参考になれば幸いです。

II. 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

- (1) 自分の身は自分で守る。
- (2) 常に防犯意識を堅持する。
- (3) 現地社会に溶け込む。
- (4) 外国人は狙われやすい対象者であること忘れない。
- (5) 万一犯罪に遭ったときは、犯人に対して無用な抵抗はしない。

2. サモアの一般治安情勢

(1) 一般犯罪

警察の統計によれば、サモアでは銃器による強盗や殺人等の凶悪犯罪は少なく、比較的安全な国と言えます。在留邦人にとってサモアの治安情勢は特に脅威度が高いと言えるほどではありません。しかし、金銭目的の空き巣や車上狙い、ホテル宿泊中の窃盗事件、詐欺、飲酒に伴う喧嘩、女性を狙った性的犯罪等が増加傾向にあります。特にアピアでは、空き巣や観光客を狙った窃盗事件が多数発生し、邦人の被害者も出ています。在留邦人や渡航者の皆様は、特にこれらの犯罪に対する警戒を怠らないようにしてください。

(2) テロ関係

国民のほとんどがキリスト教を信仰しており、宗教間の対立もなく、また国民の9割がポリネシア系サモア人のため民族間の対立もありません。国内にテロ組織は存在しておらず、国際テロ組織の分子による関連する活動も見られません。また国内に反政府活動を展開する団体等も存在しておらず、政情は概して安定しています。1962年の独立以来、政権の交代は常に合法的な選挙によって行われており、これまでに紛争や暴動、クーデター、テロ等の発生はありません。現在のところ日本人及び日本国権益に対するテロ等の脅威は低いと見られます。

3. 一般防犯対策

(1) 一般犯罪に対する具体的留意事項

犯罪に巻き込まれないため、以下の事項に注意して下さい。

- (イ) 貴重品や多額の現金を持ち歩かないこと。
- (ロ) クレジットカード利用時は、利用する場所を考え、店員の動向に注意すること。
- (ハ) 観光地・市場・空港等大勢が集まる場所、バス乗車中は、所持品に注意を払うこと。
- (ニ) 車を離れるときは短時間でも必ずドアロックし、車内に貴重品を放置しないこと。
- (ホ) 喧嘩の多い深夜飲食店への出入り、夜間の一人歩き（特に女性）は避けること。
- (ヘ) 外出時は自分の行き先を家族に知らせておくこと。
- (ト) 麻薬類を勧められた場合、断固として断ること。
- (チ) 観光名所、海水浴場等では、入場料が有料か否かを確認しておくこと。
- (リ) 警察、病院等の連絡先、所在地を把握し、携帯しておくこと。

(2) 住居防犯対策

盗難に遭わないため、以下の事項に注意して下さい。

- (イ) 住宅選びのポイント

- (a) 家屋の立地状況
 - 道路や隣家など屋外からの見通し、死角の有無、人・車の通行状況等から判断して第三者が侵入しにくい住宅環境であるかを検討すること。
- (b) 生活環境の判断
 - 地域の治安情報を収集し、生活環境の善し悪しを総合的に判断すること。
- (c) ドアの強度等
 - ドアチェーン、魚眼レンズ付ドア、インターホン等防犯システムが少しでも多く設置されている住宅を選択すること。
- (ロ) 住居侵入窃盗を防止するための対策
 - (a) 住居の鍵
 - (i) 入居時、又は盗難・紛失の際は、可能な限り新しい鍵に取り替えること。
 - (ii) 入居前に各出入口ドア、車庫等の鍵がしっかりと機能しているかをチェックすること。
 - (iii) スペアキーの管理は厳重に行うこと。
 - (b) 庭
 - (i) 定期的に樹木の剪定を行い、泥棒に隠れ場所を与えないこと。
 - (ii) 庭に梯子や踏み台等、屋内への侵入手段となるものを放置しないこと。
 - (c) 近隣関係
 - 近所付き合いを良好にして、長期間留守にする際は、不審者が来た場合の通報、郵便物の一時預かり等、留守の用心を依頼すること。
 - (d) 家族への注意
 - 最近発生した事件、事故の事例を家族に説明し、家族全員が防犯意識を持つこと。
 - (e) 在宅時の留意事項
 - (i) 在宅時も鍵を掛けること。
 - (ii) 来訪者に対しては、インターホン又はドア越しに対応し、まず、来訪者の身分、要件等を確認すること。
 - (iii) 就寝時は、寝室に鍵を掛けると共に、電話又は携帯電話で外部への通信手段を確保しておくこと。
 - (f) 不在時の留意事項
 - (i) 日中・夜間を問わず、外出の際は必ず鍵を掛けること。
 - (ii) 留守中であることを悟られないように、家の照明等を付けておくこと。
 - (iii) スペアキーを郵便受けの中や植木鉢の下等に置いて外出しないこと。
 - (iv) 長期間留守にするときは、親戚、隣人、職場の人に見回りを依頼し、貴重品は自宅の施錠のある金庫や職場のロッカー等の安全な場所に保管すること。
 - (g) 住居侵入被害にあった場合の措置
 - (i) 速やかに警察に連絡すること。
 - (ii) 警察の鑑識活動を助けるためにも被害場所、遺留品等には触らないこと。
- (3) 文化・慣習・風土病への配慮
 - サモア固有の文化や風俗等を尊重することが重要ですので、以下の事項に注意して下さい。
 - (イ) マタイ制度の尊重
 - サモアは伝統的なマタイ（首長）制度が依然として根強く残る社会ですので、地方で何か特別なことをする場合は、村のマタイの承認を得ることが必要です。
 - (ロ) 宗教的な慣習の尊重
 - 国民のほとんどが敬虔なクリスチャンですので、教会付近や礼拝中に大きな雑音などを立てることは厳禁です。
 - (ハ) 生活慣習の尊重
 - (a) 民家の前を通るときには、興味本位で家の内部をのぞき見たり、家人の承諾を得ずに写真を撮ること等は住民とのトラブルの原因となりますので、注意して下さい。
 - (b) サモアでは目線を同じくして話す習慣があるので、相手が座っている場合は、こちらも

座って話すことが必要です。

(二) 対日感情

対日感情は一般的に良好ですが、新聞紙上などに時々、アジア人等外国人を攻撃する投書が掲載されることもあり、表面上は友好的なサモア人の中にも外国人に対して差別的な考え方を持つ人間がいることに注意する必要があります。

(4) 誘拐対策

- (イ) 最新の治安情勢を確認しておいて下さい。
- (ロ) 脅迫、不審電話、声かけ、尾行、監視等少しでも「不審な兆候」があれば、その人の人相、特徴、車種、車番等を記憶（記録）して警察に連絡して下さい。
- (ハ) 見知らぬ人を不用意に自宅や事務所に入れないようにしてください。
- (ニ) 走行中、前を走る車が特別の理由なく突然減速し停車するような場合、また、不審者（車）が近づいてきたような場合、不用意に停車したり、窓を開けたりせず、追い抜くか又は引き返すようにしてください。
- (ト) 在宅時の施錠、運転中のロックは習慣づけてください。
- (チ) 自宅や事務所、車等に警報装置、非常通信手段（警察は短縮ダイヤルに登録しておく）を備えてください。
- (リ) 不幸にして誘拐（人質）の当事者になったら、犯人を挑発したり、刺激するような言動は避けてください。また、家族が被害に遭った事実を認知した場合は、警察及び大使館に通報してください。なお、常時、服用している薬、持病の有無等の基礎資料を日頃から整理しておいて下さい。

(5) 交通事故

(イ) 交通事情

サモアは、右側通行（日本とは逆）であるため、通行方法に慣れるまで相当な時間を要します。近年は、アピア周辺を中心に車の台数が急増しており、交通事故も増加傾向にあります。また、スピードの出し過ぎや飲酒運転、信号無視、交差点での不注意等による事故が発生しています。

※ 政府は、2009年9月7日から左側通行に変更することを決定しておりますので、最新情報にご注意下さい。また、2008年2月に左ハンドル車の輸入が禁止され、今後右ハンドル車の台数が増え、今後、相当の期間左・右ハンドル車が混在することが予想されますので、十分注意する必要があります。

(ロ) 注意事項

- (a) 金曜の夜間は、飲酒運転の車が多いので事故に巻き込まれないよう注意すること。
- (b) 車両（バイク、自転車含む）整備を徹底し、故障による事故を防ぐこと。
- (c) 常に余裕を持った運転（時間・車間距離・交差点の通過）に心掛けること。
- (d) 自分の運転技術を過信しないこと。
- (e) 悪天候、災害発生時の車両使用は特に注意すること。
- (f) 交通事故の当事者となった場合、負傷者がいればまず救護し、早期に警察に通報すること。
- (g) 示談交渉を行う場合、警察署等の公の機関かホテル駐車場等安全な場所に移動すること。また、会社や同僚に連絡する等複数で示談交渉を行うよう心掛けること。

(7) 水難事故対策

(イ) 水難事事情

サモアでは他の大洋州諸国と同様、海水浴やマリンスポーツが盛んである反面、水難事故件数（特に外国人が多い）が少なくありません。2007年7月には、日本人が遊泳中に行方不明となり、死亡する事案が発生しました。サモアの海は海水浴ができる遠浅の海岸でも、流れが速く、また潮流も複雑で危険な場所、時間帯があり、また、海の状況は急激に変化することも

ありますので、十分注意が必要です。海水浴場には監視員がいないため、事故の認知及び人命救助が遅れる可能性もあります。

(ロ) 注意事項

- (a) 遊泳に適切な場所か否かを地元関係者に事前確認すること。
 - (b) 行き先は必ず家族か知り合いに連絡しておくこと。
 - (c) 単独又は初心者だけでは遊泳（ダイビング、シュノーケルを含む）しないこと。
 - (d) 天気の悪い日、潮の流れの早い日、高波の日は遊泳しないこと。
 - (e) 常に自分の体調に合わせて遊泳し、飛行機に乗る12時間前のダイビングは避けること。
 - (f) 水難事故を認知すれば、直ちに警察、地元の漁師等に捜索を依頼すること。
- ※ 邦人が水難事故に巻き込まれた場合、速やかに日本大使館にご連絡下さい。

4. 緊急連絡先等一覧

(1) サモア警察 995 / 685-2222

(2) サモア消防 994, 救急車 996

(3) サモア番号案内 933

(4) 医療機関

○ウポル MedCen 685-26323 / 26519
国立病院 685-21212

○サバイ Tuasivi 病院 685-53511

(5) JICA サモア事務所

○電話 685-22572 / 22139

○FAX 685-22194

(6) サモア日本人会

○日本人会事務局

事務局 685-65200 (FAX 685-25075)

Eメール tsutomu_oba@yazaki.ws

(7) 主要ホテルリスト

○ Hotel Kitano Tusitara (電話 21122 FAX 23652)

○ Aggie Grey's Hotel (電話 22880 FAX 23202)

○ Insel Fehmarn Hotel (電話 23301 FAX 22204)

○ Outrigger Hotel (電話 20042 FAX 20042)

○ Millenia Hotel (電話 28284 FAX 28285)

○ Pasefika Inn (電話 20971 FAX 23303)

(8) 大使館関係

○ 在ニュージーランド日本国大使館

・電話 64-4-473-1540 (代表)

・FAX 64-4-471-2951

・Eメール japan.con@ej.org.nz

・緊急連絡用携帯電話 021-447-360

○ 在オークランド総領事館

・電話 64-9-303-4106 (代表)

・FAX 64-9-377-7784

・Eメール info@cgi.govt.nz

○ 在クライストチャーチ出張駐在官事務所

・電話 64-3-366-5680 (代表)

・FAX 64-3-365-3173

・Eメール cojchc@jpncon.org.nz

(9) 外務省関係

○ 代表: 81-3-5501-8160

- 領事局海外邦人安全課
 - ・直通：81-3-3580-3311
- 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp>)
- 外務省海外安全相談センター (内線：2902)
- 海外安全情報FAXサービス (0570) 02300 (24時間提供)

Ⅲ. 緊急対処マニュアル

この章では緊急事態（自然災害（地震、津波、サイクロン）や暴動等）が発生した際に行うべき事項をまとめましたのでご一読下さい。

1. 緊急事態に備えた平素の措置

- (1) 大使館との相互連絡を確保するために、在留届を必ず提出して下さい。
- (2) 現地在留邦人との相互扶助、情報交換のために、日本人会に加入することをお勧めします。
- (3) 電話が不通になった際の代替の伝達手段を確保しておいて下さい。
- (4) 家族で長期間不在にする際は、日本人会又は親しい友人に連絡しておいて下さい。
- (5) 緊急事態発生時の一時的避難場所、移動方法、国外への退避方法について事前に検討しておいて下さい。
- (6) 旅券（有効期間の確認）、現金等、最低限必要なものを直ちに持ち出せるよう予め準備しておいて下さい。
- (7) 自動車等移動手段を確保しておいて下さい。もし、移動手段が無い場合は、友人に便乗させてもらえるように相談しておいて下さい。
- (8) 最低3日分（理想は10日間）の非常用食料、医薬品、燃料、衣類、紙食器、その他寝袋、懐中電灯、サバイバルツール等を準備しておいて下さい。

2. 緊急事態発生時の心構えと準備

(1) 緊急事態発生時の対応

- (イ) 近隣の邦人、日本人会関係者と協力し合うこと。
 - (ロ) 流言飛語に惑わされず、正確な情報を収集すること。
 - (ハ) 大使館からの情報を日本人会等の連絡網を通じて受け取ること。
- (ニ) 大使館に対して安否連絡を行うこと。

(2) 緊急避難持ち出し品

- パスポート
- 航空券
- 現金、トラベラーズチェック、クレジットカード、有価証券類の財産
- 運転免許証、IDカード
- 健康手帳、治療・診断結果などの医療記録
- 携帯電話（フル充電、予備バッテリー）
- その他個々人に最小限必要なもの

3. 緊急事態発生時の連絡方法

緊急事態が発生した際には、以下のいずれかの方法で皆様に連絡いたします。

- (1) 日本人会緊急連絡網
- (2) JICA無線連絡網（JICA事務所・専門家・協力隊員間で運用）
- (3) NHKラジオジャパン（短波ラジオ）

周波数 9625kHz 又は 13640kHz

最新の周波数、放送時間は下記のNHKホームページで確認してください。

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/index-j.html>